

契 約 書 (案)

件 名 令和3年度 磐南浄化センター次亜塩素酸ナトリウム購入(1t当り)単価契約

契約期間 令和3年4月1日から 令和4年3月31日 まで

契約金額 ￥ 決定後記載 円/単位(税抜) .—
(なお取引の際は、上記金額に消費税及び地方消費税を加えた額を用いるものとする)

契約保証金 免 除

納入場所 静岡県磐田市小中瀬956番地1 磐南浄化センター

上記について、日本下水道事業団 契約職 東海総合事務所長 遠藤 浩二を買主(以下「甲」という。)とし、〇〇〇〇会社 〇〇〇〇 〇〇〇〇 を売主(以下「乙」という。)として、下記条項並びに仕様書等に従い本契約を締結する。

(総則)

第1条 この契約に定める条件に従い、乙は、別紙仕様書に基づき頭書の契約期間内に頭書の契約代金をもって、頭書の納入期限内に、頭書の納入場所において甲に引渡し、甲はその代金を支払うものとする。

(納入)

第2条 乙は、契約期間中甲の発注のあるごとに、そのつど指定する期限までに納入するものとする。この場合、乙は直ちに納品書によりその旨を甲に通知しなければならない。

2 乙は、地震その他の非常時又は緊急時においては、甲に対して、当該物品の迅速かつ安定的な供給の確保を行うものとする。

(検査及び引渡)

第3条 甲は、乙が物品を納入したときは、その日から10日以内に物品の検査を行わなければならない

2 甲は、検査の結果合格と認めたときは、乙から物品の引渡しを受けるものとし、引渡しが完了したときをもって所有権移転の時期とする。

3 乙は、物品が第一項の検査に合格しないときは、直ちに取替え又は補修をして甲の検査を受けなければならない。この場合において、取替え又は補修の完了を納入の完了と見なし前2項の規定を適用する。

4 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果物を甲に引渡すものとする。

(支払)

第4条 乙は、前条による引渡しを完了したときは、請求書を提出しなければならない。甲は、乙から請求書を受理した日から起算して30日以内にその代金を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第5条 甲は、第3条第4項の引渡し完了の日から12か月間、乙に対して、引渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、成果物の補正又は代替物の引渡しとともに、履行の追完を請求できる。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものではないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第6条 甲は、引き渡された成果物に関し、第3条第4項の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 甲が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 甲は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については、適用しない。

7 甲は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果物の契約不適合が仕様書の記載内容又は甲の指示等の性状により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその記載内容又は指示等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(納入期日の延長)

第7条 乙は、第2条の期間内に物品を納入できないときは、あらかじめ甲に対し、事由を付して納入期日の延長を申し出ることができる。

2 甲は、前項の申請により正当な事由があると認めたときは、その延長を承認することができる。

(延滞金)

第8条 甲は、前条により納入期日の延長を認めた場合でも、その延期の原因が乙の責任であるときは、契約金に対して延長日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額を延滞金として徴収すること

2 甲の責に帰する事由により第4条の規定する代価の支払いが遅れた場合には、乙は甲に、契約金に対して延長日数に応じ、年2.6%の割合で計算した額を延滞金として請求することができる。

(契約の解除)

第9条 乙は、自己の責に帰すべき事由により甲が契約を解除したときは、契約金額の10分の1を違約金として、甲が指定する期限までに納付しなければならない。

(その他)

第10条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲	住所	愛知県名古屋市中区徳川1丁目15番30号	
	氏名	日本下水道事業団	
	契約職	東海総合事務所長	遠藤 浩二

乙	住所	
	氏名	